

議案第35号

# 大津市公設地方卸売市場条例の 一部改正について

令和8年3月16日  
産業観光部 公設地方卸売市場

## 経緯、改正目的

食料の安定的な供給に向け、生産者から始まる食品等の流通過程に際して、それぞれ段階的に経費を考慮した取引が行われるように、令和7年6月に「食品等持続的供給法」及び「卸売市場法」が改正され、国が指定した「米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳の品目（指定飲食料品等）」に対する「生産・出荷・流通等に要した費用の指標（コスト指標）」等の公表について、市場の業務規程（条例）に加えることが義務化された。

条例改正により追加される条項では、国が作成した指定飲食料品等に係るその費用の指標等を開設者が公表することにより、消費者の理解醸成、関係者の生産性向上及び費用を考慮した価格形成の促進を図っていく。

## 大津市公設地方卸売市場条例の一部改正（案）

大津市公設地方卸売市場条例（昭和63年条例第18号）の一部改正として、**第50条の次に次の1条を加える。**

### 第3章 売買取引及び決済に関する遵守事項

（市長による卸売予定数量等の公表）

#### 第50条（略）

（市長による指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表）

**第50条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。**

- (1) 市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。）**
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標**
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容**

## 市場条例の一部改正内容

### 第1号「指定飲食料品等」

飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。



指定飲食料品等として「米穀」、「野菜」、「豆腐」、「納豆」、「飲用牛乳」を指定。



上記のうち、現在、大津市場で取扱のあるものは、「米穀」と「野菜」。

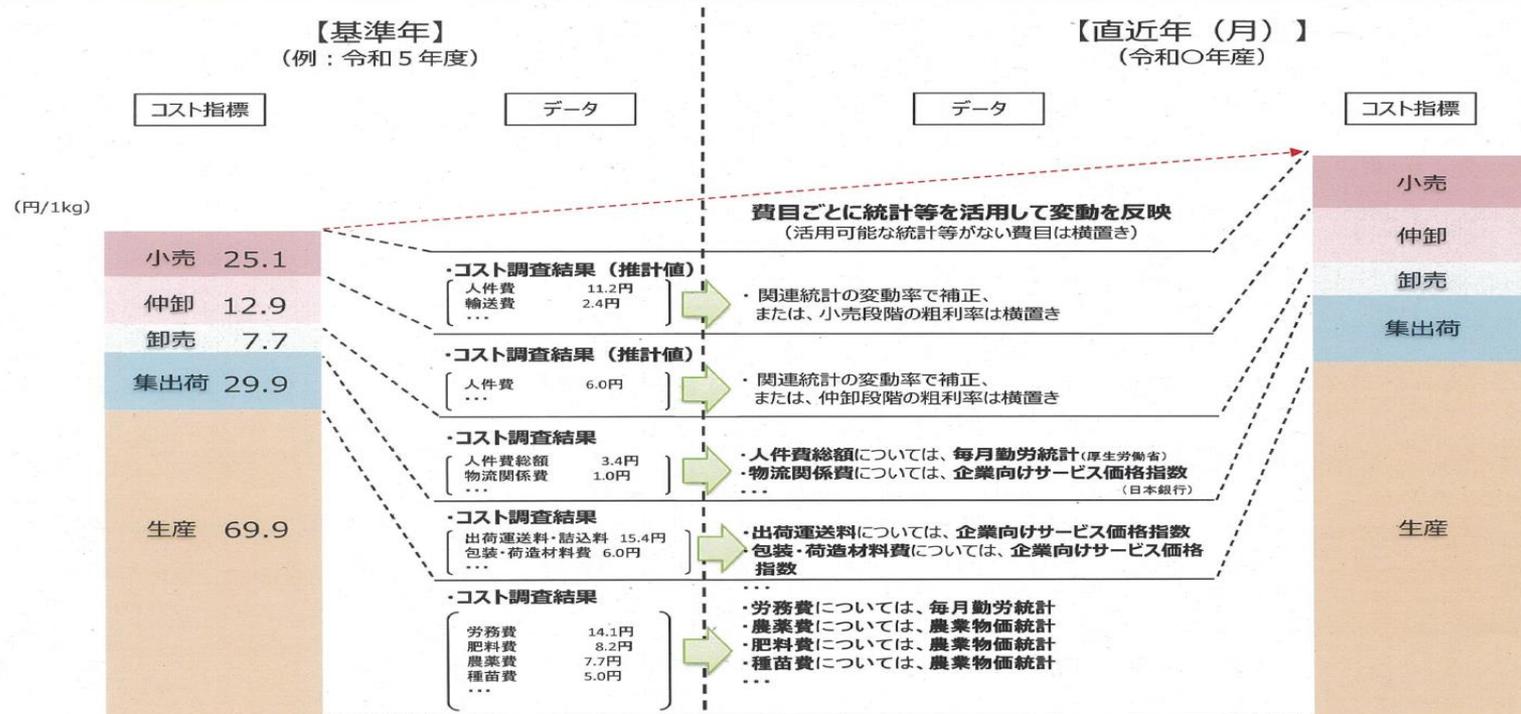
# 市場条例の一部改正内容

## 第2号「食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標」

たまねぎにおけるコスト指標のイメージ

R7.6.6 第3回野菜WG資料

【食品等流通法の改正】



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

## 市場条例の一部改正内容

### 第3号「食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容」

食料の価格は、需給事情や品質評価が適正に反映され、当事者間で決定されることが基本。



食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者(生産者)・食品等事業者(市場では、卸・仲卸業者、関連事業者)に対し二つの努力義務(措置)が明記された。



- ①持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出があった場合、誠実に協議する。
- ②取引の相手方から商習慣の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力する。